

令和5年（2023年）3月24日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

区の組織改正に伴い、財産管理に係る分掌事務が総務部から企画部に移管されるため、規定整備を行う必要がある。

2 改正内容

第18条第3項の規定中「総務部長」を「企画部長」に改める。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和5年4月1日

中野区教育財産管理規則新旧対照表

改正案	現行
第1章・第2章 (略) 第3章 財産台帳の記録 (財産台帳) 第18条 (略) 2 (略) 3 財産台帳の記入及び整理の方法は、公有財産規則第48条第3項の規定により <u>企画部長</u> が定める公有財産台帳整理基準の例による。 第19条・第20条 (略) 附則 (略) <u>附則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第1章・第2章 (略) 第3章 財産台帳の記録 (財産台帳) 第18条 (略) 2 (略) 3 財産台帳の記入及び整理の方法は、公有財産規則第48条第3項の規定により <u>総務部長</u> が定める公有財産台帳整理基準の例による。 第19条・第20条 (略) 附則 (略)